

5	年	保	存
令和12年3月31日満了			

F N o . - 01010802

崎 務 (企) 第 6 5 1 号

令 和 7 年 3 月 1 1 日

各 部 長
殿

本 部 内 各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

意見公募手続等実施要領の制定について（通達）

意見公募手続については、「意見公募手続等実施要領の制定について（通達）」（令和2年3月4日付け崎務（企）第106号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところが、保存期間の満了に伴い、新たに別添の要領を制定し、令和7年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

意見公募手続等実施要領

1 目的

この要領は、規則等を定める場合の意見公募手続等に関し必要な事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 根拠

長崎県警察においては、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第46条の規定の趣旨に基づき、意見公募手続を実施する。

3 意見公募手続等の要領等

(1) 事前協議

次の(2)のアの(ア)から(エ)までに掲げる規則等を定める場合には、当該規則等の事務を主管する所属は、意見公募手続の必要性等について、警務部警務課と事前に協議するものとする。

(2) 対象となる規則等

ア この要領に基づいて(3)の意見公募手続等を行う規則等とは、次の(ア)から(エ)までに掲げるものとする。

(ア) 規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）

(イ) 審査基準（申請により求められた許認可等をするかについて法令（法第2条第1号に規定する法令をいう。以下同じ。）に従って判断するために必要とされる基準をいう。）

(ウ) 処分基準（不利益処分をするか又はどのような不利益処分とするかについて法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

(エ) 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に行政指導（法第2条第6号に規定する指導をいう。以下同じ。）をするときに、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）

イ 前記アにかかわらず、法第3条第2項又は第4条第4項の規定に準じ、県民の権利又は義務に直接関係しないもの、行政機関内部の組織や人事、会計事務処理について定めるもの等については、意見公募手続を行わない。

(3) 意見公募手続等の要領

ア 意見公募手続

(ア) 規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く一般の意見（情報を含む。以下同じ。）を求めるものとする。

(イ) 前記(ア)により公表を行う場合は、原則として、次のaからeまでに掲げる意見公募要領を併せて公表するものとする。

a 意見公募の趣旨、目的、背景等

- b 案及びこれに関連する資料の入手方法
 - c 意見の提出先
 - d 意見の提出方法
 - e 意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）
- (ウ) 前記(ア)により公表する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものとする。
- (エ) 前記(イ)の d の意見の提出方法は、電子メール、郵送又はファクシミリとすること。
- また、意見を提出する者の氏名、住所、連絡先等の明記を求めること。
- (オ) 前記(イ)の e の意見提出期間は、公表の日から起算して30日以上とすること。
- (カ) 前記(ア)により公表を行う場合は、公表予定の当該規則等の案、これに関連する資料、意見提出期間等に関して、次の表に定める区分に従いその承認を受けなければならない。

規則	長崎県公安委員会
上記以外	長崎県警察本部長

イ 意見公募手続の適用除外

法第39条第4項の規定に準じ、公益上、緊急に定める必要がある場合、軽微な変更を内容とする規則等を定める場合、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定める場合等については、意見公募手続を行わない。

ウ 意見公募手続の特例

規則等を定めようとする場合において、意見提出期間を30日以上とすることができないやむを得ない理由があるときは、前記アの(オ)にかかわらず、30日を下回ることができるものとする。この場合においては、当該規則等の案の公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

エ 意見公募手続の周知等

意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

オ 提出意見の考慮

意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

カ 結果の公表等

(ア) 意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公

布をしないものにあつては、公にする行為。(ウ)において同じ。) と同時期に、次の a から d までに掲げる事項を公表するものとする。

- a 規則等の題名
- b 規則等の案の公表の日
- c 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- d 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及び理由

(イ) 前記(ア)にかかわらず、必要に応じ、前記(ア)の c の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を、警務部広報相談課情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）に備え付け、公にするものとする。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除くことができる。

(エ) 前記意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めなかった場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに前記(ア)の a 及び b に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

(オ) 前記イに基づき、意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、次の a に掲げる事項のうち、規則等の趣旨については、法第39条第4項第1号から第4号までの規定に準じて意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

- a 規則等の題名及び趣旨
- b 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

キ 公表の方法

前記アの(ア)並びにカの(ア)、(エ)及び(オ)による公表は、長崎県警察ホームページに掲載して行うものとする。ただし、必要がある場合は、加えて、県広報紙、新聞等に掲載して行うことができるものとする。

ク 公表等の期間

(ア) 前記アの(ア)により公表した内容については、当該規則等について、前記カの(ア)又は(エ)による公表が行われるまでの間、長崎県警察ホームページにおいて公表しておくものとする。

(イ) 前記カの(ア)、(エ)及び(オ)により公表した内容については、当該公表の日から起算して2年間以上、長崎県警察ホームページにおいて公表しておくものとする。

(ウ) 前記カの(イ)により備え付けた提出意見については、備付けの日から起算して2年間以上、情報公開センターに備え付けておくものとする。